

〔徒然草〕退凡下乗の卒都婆は、外なるは下乗内なるは退凡なり、

〔野槌〕下乗は王の車馬よりおる、義也、そこにある卒都婆を云、退凡は凡人をしりぞくる義也、そこにある卒都婆を云、下乗は山下に有ゆへに外也、退凡は山中にあるゆへに内なり、

〔徳川禁令考〕下馬下乗享保三戊年五月廿二日

諸大名下乗之儀ニ付達

諸大名下乗之場所之儀前々と違猥に成候ニ付、向後者國持大名たりといふ共、大手之方は、張番所東之角を限り、内櫻田之方者、張番所向御堀端東之角を限り、被致下乗可然候、以上、

戊五月

右萬石以上、大目付以下、右御目付、大久保一、右衛門、達之

〔甲子夜話〕四十七、林話、中余レ番頭格ニ命ゼラレントキ、下乗橋外ニテ、水戸中納言殿、治保ニ行

逢ケレバ、例ノ如ク、駕ヲ見テ、余レ蹲踞シヌ、乃駕脇ノ者、駕戸ヲ引テ、其マ、通ラレシガ、何カ、駕中ヨリ、從士ニ申付ラル、様子ニ見ユルト、其マ、取テ返サル、故、余モ不思議ニ見居タレバ、元ノ如ク、橋邊ヘ戻リテ、駕ヲ路上ニ置キ、戸ヲ開カセ、會釋アリテ、通ラレス、後ニ聞ケバ、萬石ヨリ以下ノ面々ハ、通駕ナガラ、戸ヲ開カル、禮接ニテ、番頭以上ハ、駕ヲ下ニ置テ、戸ヲ開キ、從者モ留リテ、禮待セラレ、夫ヨリ、駕ヲ昇過ラル、定法ナリトゾ、

〔憲教類典〕三之三、十六、元文二丁巳年十二月十四日

松平左近將監殿御渡

万石以上嫡子之内、月切乗物斷濟候面々も、下馬迄乘輿可有之候、下乗迄乘輿之儀、向後可爲無用候、